

目次

現行工場法の徹底的改正要求の件	關東合同提出	一
母性保護法の制定を政府に要求する件	日本紡織提出	六
組合同盟組織改定の件	東京北野労働提出	七
全國労働組合合同に關する件	高砂三友公提出	九
兵隊に依る賠償及組合無産者救済に對する國家補償の件	全屬産業提出	九
消費組合運動促進の件	同盟本部提出	五
党と組合との關係決定の件	同盟本部提出	五
全無産政黨統一に關する件	全屬産業提出	五
労働組合戰線統一の件	全屬産業提出	五
組合同盟の主張及政策提議の件	全屬産業提出	五
同盟会館建設の件	全屬産業提出	五
臨時雇傭制度撤廃の件	關東合同提出	六
工場委員会組織指導に關する決議案	東京地方聯合會提出	六
反帝國主義民族獨立擁護聯盟支持の件	同盟本部提出	六
青年前衛隊組織変更の件	同盟本部提出	六
労働法制に關する特別委員会設置の件	同盟本部提出	六
本館北野労働提出の件		
大会宣言		
北野労働提出の件		

現行工場法の徹底的改正を

政府に要求する件

理由

關東合同労働組合提出

資本主義生産の下にありては産業界の機械的装置は、労働者の採取の増大のための産業競争増進を根本條件とする。資本家はこの場合に生産費の節約のためには、有害危険なる災害防止設備の費用をも節約しつつある。労働者が資本増殖の犠牲として死傷率を高めてある事實は多くの統計の物語る所である。産業競争増進本位の機械的装置によりて是れ災害に對して扶助すること及び死傷率の高度なる危険事業に因りて獲れる一切の損益は、こゝて一切の補償をなすべきは資本家の責務であつて断じて労働者にその負担を強要するのではない。

かゝる論據によつて立案せらるゝのが労働者補償制度たる労働者保護法規である。若しかゝる論據を戒却して立案せられたるものがあるとするならば、それは断じて労働者保護法規にありずして完全なる労働者偽購であり暴壓法である。然るに名を社會政策に借りた現行工場法の正体を見よ。餘りにも立法の精神に反するものなるは、かの悪法と稱せ